

平成 19 年度包括外部監査の結果報告書の概要

(注)以下は極めて簡単な要約です。内容理解については「結果報告書」をご一読することをお願い致します。

外部監査の概要

1. 選定した特定の事件

教育委員会所管を中心とした公の施設の運営状況について

2. 監査対象期間

平成 18 年度（平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで）とする。ただし、必要に応じて過年度についても監査対象とし、平成 19 年度予算についても参考とする。

3. 特定の事件を選定した理由

公の施設は、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため」（地方自治法第 244 条第 1 項）に設けた施設である。

県は、文化・スポーツ活動の振興、県民生活の改善や利便性の向上を図るため、多くの施設を建設し保有している。一般的に、このような施設の建設は、多額の資金を要する設備投資であることはもちろん、当該施設を維持するための管理運営の費用も長期的かつ多額になることが予想される。県の財政状況を鑑みれば、財政の一層の効率化と歳出の削減は県民の重要な関心事であり、公の施設に係る管理運営状況はさらなる見直し、検討が必要である。

したがって、主要な公の施設の管理運営の適正性という観点から、当該施設の利用度、今後の維持管理コストの見込み等を検証することが、県財政の改善、県民への有用な情報提供に資するものと考え、監査する必要性を認識したため当該事件を監査対象として選定した。

4. 外部監査の実施者

包括外部監査人 公認会計士 鈴木 友 隆

外部監査の結果と意見

1. 各施設の存在意義の検討結果

施設名	存在意義	現状および検討結果
宮城県総合運動公園 (宮城県サッカー場を含む)		<p>年間6億円の県民負担を要している。</p> <p>各施設とも、必ずしも本来の設置趣旨に沿った満足できる利用水準とは言えない状況である。</p> <p>今後の利用状況の大幅な改善が見込まれない場合には、施設の廃止を含めて、抜本的な見直しを検討すべきである。</p> <p>(詳細は別紙参照)</p>
宮城県宮城野原公園総合運動場	×	陸上競技場は平成21年4月1日をもって仙台市へ無償譲渡することが決定している。
	×	自転車競技場は大和町の宮城県自転車競技場と重複しており、速やかに廃止を検討すべきである。
		テニスコートは存在意義が認められる。ただし、利用率は低迷しており、利用率の向上施策が必要である。
	×	相撲場は平成18年度利用実績が4回のみであり、施設の廃止を検討すべきである。
宮城県第二総合運動場		武道館は存在意義が認められる。
	×	<p>本来のラグビー競技があまり行われていない。</p> <p>当施設の売却額は十数億円以上の規模となることが見込まれ、将来売却も視野に入れて検討すべきである。</p>
	×	合宿所は利用率が低迷しており、存在意義は認められない。
		<p>遠的弓道場は県内唯一の遠的弓道場であり、遠的弓道は国民体育大会の競技種目であるため、施設自体については一定の存在意義を見出すことができる</p> <p>利用料の値上げを検討すべきである。</p>
		<p>武道館の外に設置された宮城県近的弓道場と武道館内に設置された近的弓道場の2つの弓道場がある。</p> <p>外の弓道場の利用は週末にほぼ限定されているため、休業日を増やすなどの対応を検討すべきである。</p> <p>外の弓道場の利用率を高めるため、武道館内の弓道場を廃止し他の競技施設に改装することも検討に値する。</p>

	×	<p>クライミングウォールは特殊なスポーツであり、特定の個人の利用に限られている。</p> <p>県内の民間施設にもクライミングウォールがあることから、県がクライミングウォールを設置しておく必要性は非常に乏しい。</p> <p>取壊すなどの措置を検討すべきである。</p>
宮城県仙南総合プール		<p>本来の設置趣旨である水球プールでなく、主に一般町民プールとして使用されている。</p> <p>水球プールとしての利用度が低い。</p> <p>できる限り水球プールとしての利活用の促進を図るべきである。</p>
宮城県長沼ボート場		<p>国民体育大会やインターハイに向けての練習施設となっているため、一定の存在意義を見出すことができる。</p> <p>利用者が限定的である。</p> <p>維持費 15 百万円に対して利用料収入は 2 百万円に留まっている。</p> <p>公平性の観点から利用料の値上げを検討すべきである。</p>
宮城県ライフル射撃場		<p>ライフル射撃競技は国民体育大会の競技種目であり、この施設が県内唯一のライフル射撃場であるため、一定の存在意義を見出すことができる。</p> <p>利用者が限定的である。</p> <p>維持費 8 百万円に対して利用料収入は 1 百万円に留まっている。</p> <p>公平性の観点から利用料の値上げを検討すべきである。</p>
宮城県蔵王自然の家	×	<p>自然の家は宮城県内に 4 施設設置されているが、いずれの施設も老朽化が進み、かつ、利用者数はピーク時の半分程度に低迷している。</p> <p>泉が岳自然の家を平成 20 年 3 月末に廃止することを決定した。</p> <p>残りの 3 施設についても年間 4 億円の県民負担を要してまで運営する必要性は乏しく、廃止を検討すべきである。</p>
宮城県美術館		<p>美術館自体の存在意義は認められる。</p> <p>映像室、アートホール、講堂については必ずしも有効活用されておらず、利用率の向上施策が必要である。</p>
宮城県図書館		<p>図書館自体の存在意義は認められる。</p> <p>音訳サービス室、児童資料研究・相談室、会議室、研修室、</p>

		<p>ホール養賢堂（多目的ホール）、ミニシアター青柳館、生涯学習室、地域情報発信室については必ずしも有効活用されておらず、利用率の向上施策が必要である。</p>
東北歴史博物館		<p>博物館自体の存在意義は認められる。</p> <p>博物館の前進である東北歴史資料館を設置した昭和 49 年以来、コンセプトを見直ししていない。</p> <p>東北各地に様々な博物館が作られ環境が変化しており、入館者数は低迷している。</p> <p>多賀城の歴史を充実展示する博物館に専念することを検討する段階に来ていると考える。</p>
宮城県農業実践大学校	×	<p>学者数は大きく定員割れの状況が続いている。</p> <p>廃止しても県内農業への影響は非常に限定的である。</p> <p>県内には農業高校もあり、宮城大学食産業学部も設置されている。</p> <p>年間3億円の県民負担を要してまで運営する必要性は乏しく、廃止を検討すべきである。</p>
宮城県立高等技術専門学校		<p>職業能力開発促進法による職業能力開発校の設置義務があり、高等技術専門学校を完全に廃止することはできない。</p> <p>高等技術専門学校は県内に5校あるが、普通課程は、ほとんどの学科が定員割れの状態である。</p> <p>民間との競合となっている学科が多く、効果が限定的である。</p> <p>短期課程は多くの訓練科が定員割れの状態であり、効果が限定的であることから、廃止を検討すべきである。</p> <p>設置義務をクリアするために最低規模に縮小した1校を除いて廃止すべきである。</p> <p>仙台校の売却額は十数億円以上となることが見込まれ、売却も検討すべきである。</p> <p>廃止による県民負担削減金額は、県内5校全体で年間7億円程度である。</p>
宮城県高等看護学校	×	<p>准看護師から看護師を養成する同様の学校は民間にもある。</p> <p>卒業生は40人程度と効果は限定的である。</p> <p>年間1億円もの県民負担を要している。</p> <p>民間への譲渡または廃止を検討すべきである。</p>

2. 公の施設のあり方と問題点

(1) 公の施設に対する県の姿勢(意見)

箱物行政の弊害

- イ. 施設の建設には多大なコストが投入される。
- ロ. 施設の利用状況が如何なるものであろうと、引続き県民の用に供するという考えがある。
- ハ. 施設を存続させるためには、多大な維持費が費やされる。
- ニ. 経済性、効率性、有効性の観点から常に存在意義が検討されるべきものである。
- ホ. 施設を取壊すという英断を下す必要もある。

不適切な現状把握

- イ. 利用実績報告書の計算式が誤って組込まれていた施設があった。
- ロ. 宮城県総合運動公園および宮城県第二総合運動場の合宿所における利用者数の算定方法の疑義
- ハ. 宮城県第二総合運動場における遠的弓道場の利用者数の集計誤りの問題等が散見される。

組織としての対応

施設運営に対する考え方が硬直的である。何が何でも施設の存続が県職員の使命と考えている傾向がある。

(2) 公の施設の存在意義の確認(意見)

スポーツの維持発展と県民の健康維持が目的とされるスポーツ施設も例外なく、存在意義が問われている。

競技人口の少ないスポーツに多額のコストを要している施設については、国民体育大会の競技種目であり、かつ県内唯一のスポーツ施設である場合には、施設自体について一定の存在意義を見出すことはできる。

しかし、利用者が限定的である特殊な競技スポーツにおいては、公平性の観点から県民負担(指定管理料)よりも利用者負担の比重がより多く求められるべきものとする。存在意義を見出すことができない施設については、県の財政が逼迫している折、廃止することを躊躇すべきではない。

(3) 公の施設の受益者負担(意見)

公の施設は、公共的、公益的な性格から、採算性が希薄で民間が設置し得ない施設を設置することが一般的には期待される。

そのため、安易に施設を設置した場合、その後の利用率が低水準で推移し、一部の県民のためだけの用に供することにもなりかねず、結果的には公共性や公益性に反する施設となる。

施設のコストを最大限カバーするために、できる限り受益者負担を求めるべきである。

(4) 利用率の向上策(意見)

宮城県美術館、東北歴史博物館、宮城県図書館においては、施設の存在意義はある。施設が存在していること自体で満足し、利用率を向上させるための施策に対して消極的である。

例えば、東北歴史博物館の入館者数は逡減傾向にあり、その主な理由は、平成 11 年 4 月の開館当時からほとんど展示物が変わっていないことにある。

利用率の向上施策を積極的に実施すべきである。

利用率向上のため県民からの意見も取り入れるべきである。

(5) 指定管理者制度導入の推進(意見)

指定管理者制度を導入した各施設を見ると、導入により運営コストが削減されている効果を見ることができる。

特に宮城県総合運動公園は指定管理者制度導入により、運営コストは 10 億円から 8 億円へと 2 億円も減少しており、削減効果もさることながら、指定管理者制度導入以前の委託料の妥当性に疑問を抱かせる結果となっている。

指定管理者制度を導入する対象施設を現状以上に拡大することが望まれる。

今回監査対象とした施設の中では、宮城県自然の家、宮城県美術館、宮城県図書館、東北歴史博物館が考えられる。

平成 18 年度に見受けられた課題

(選定局面)

イ. 審査基準の事前周知および配点割合の変更

ロ. 選定委員会における外部委員の積極登用

ハ. 選定結果に関する情報公開の内容

(実施局面)

イ. 協定書上、敷地範囲の明瞭化

ロ. 協定書上、修繕費に対する県と指定管理者間の負担区分の明瞭化

ハ. 協定書上、施設の鍵に関する管理方法の明瞭化

ニ. 当年度の事業進ちょく状況報告書の期限内提出

ホ. 次年度の事業計画書の期限内提出

ヘ. 事業計画書に記載された事業に対する実施結果のフォロー

(6) 公の施設の収支状況の把握(意見)

各施設の収支状況を把握することは施設の存在意義の確認、利用料金水準の妥当性の確認、設備投資計画の立案など、様々な面で重要である。

しかし、職員の人件費や地方公所において設計金額が 2 千万円を超える役務の調達に係る委託費等については、本庁にて支出・決算処理され、収支計算書には反映されていない。

県は、別途本庁支出を含めた各施設の全体的な収支状況を管理するための収支計算書を作成していない。

施設の存在意義に対して意識が薄く、利用料金も所与のものとしており、収支状況にかかわらず設備投資計画の立案を行っている証左である。

(7) 施設毎の収支計算書の作成(意見)

基本的にスポーツ施設は施設毎に収支計算書を作成している。

しかし、グランディ 21 は、サッカー場と区分せずに決算処理を行っている。

さらに、グランディ 21 の中でも宮城スタジアム、総合体育館、総合プールなど個別の施設について全施設一括で決算処理を行っている。

宮城県宮城野原公園総合運動場、宮城県第二総合運動場においても同様である。

どの施設が黒字で、どの施設が赤字を出しているか把握できない状況である。

施設の存在意義を明らかにするため、料金水準の妥当性を判断し県の負担を極力抑制するため、施設毎ならびに個別施設毎の収支の把握が必要である。

(8) 宮城県総合運動公園に見る施設の状況と今後の課題(意見)

初期投資額約 600 億円で建設された施設である。

年間維持費には約 6 億円を要している。

施設の利用状況は年間約 6 億円という維持費を考慮すると相当に低迷している。

当施設を存続させる必要性について疑念がある。

(9) 宮城県蔵王自然の家に見る箱物行政の終焉(意見)

蔵王自然の家の利用率は低く、年間維持管理費用 1 億円強を要しただけの効果があるか、非常に疑問である。

県には現在自然の家が 4 施設ある。泉が岳自然の家は設立後 40 年が経過しているため老朽化によって平成 20 年 3 月末で廃止される。平成 20 年 4 月以降は残り 3 施設となるものの、年間約 4 億円の維持管理費用を要することになる。

時代の趨勢とともに利用者も減少の一途を辿っている現状を鑑みると、現時点における施設の必要性は疑わしい。

蔵王自然の家は 37 年、松島自然の家は 36 年、志津川自然の家は 32 年経過しており、早晚、施設の廃止についての検討が必要である。

(10) ネーミングライツの売却(意見)

ネーミングライツの売却は県の財政に大きく寄与するものである。

宮城球場、宮城県総合運動公園の総合体育館、県民会館等以外の施設についてもネーミングライツの売却可能性を検討することが重要である。

最近ネーミングライツの売却先企業の不祥事等により、県のイメージが傷つく可能性もあり、その選定に当たっては、十分慎重に検討する必要がある。

売却先が決定された時点では、現時点においても、将来に亘っても法令遵守する旨の確認書を売却先の経営者から入手すべきである。

ネーミングライツ契約書には、県のイメージが低下した場合には損害賠償を受けることができる条項が盛り込まれているが、ネーミングライツ自体の概念が曖昧であり、経済的損失額の算定が困難であることから、損害賠償請求により違約金を課することができるかどうか疑問とされる。

それを避けるには、個々のケース毎に損害賠償額を契約書に明記し、かつ、事前に保証金として徴収しておくべきである。

県の顧問弁護士による契約内容の吟味が必要である。(現状は、不十分)

(11) 適切な財産管理(結果)

ほとんどの施設において、財産管理台帳と現物の不具合が見受けられた。

実地たな卸しをまったく実施していない施設もあった。

監査の対象としたサンプル数に占める不符号数の発生割合から推測すると財産全体ではかなりの数の不符号があるものと考えられる。

県民から付託された財産であるという意識を持つべきである。

宮城県農業実践大学の劇毒物は早急かつ適切な廃棄処分が必要である。

(12) 無料招待券配布に係る不適切な慣行の廃止(結果)

宮城県美術館および東北歴史博物館は特別展の無料招待券を関係個人や団体に慣行的に配布している。

配布の理由は主に、特別展における広報・宣伝活動と日ごろ貢献のある個人・団体の労に報いるためである。

美術館や博物館職員等のみならず、臨時職員や警備、清掃、監視員などの委託先職員に対しても多数の招待券が配布されている。

招待券は入館者にとっては金券であり、有料で入館する県民との公平性から問題である。

仮に無料招待券の配布枚数を入館料収入換算した場合、美術館および博物館の全特別展合計で3千万円弱と多額に及び、このうち、およそ3分の2に当たる2千万円程度が不適切であったと思われる。

(13) 特殊勤務手当の廃止(結果)

宮城県農業実践大学校、宮城県立高等技術専門校、宮城県高等看護学校において、1人当たり月額7,000円～26,000円、3施設合わせて総額2千万円強の特殊勤務手当が支給されている。

その理由は、これら施設の職務が教育職に近い勤務にもかかわらず、そこで働く職員が教員の資格を有する者でないためとのことである。

当該勤務は特殊勤務手当支給対象の「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務」に該当するとは言えない。さらに同一の特殊勤務手当が教育職を行っていない事務職員へも支給されている。

支給されている当該手当は特殊勤務手当とは言えず、まさしく一般手当そのものである。

特殊勤務手当は、数年前に他自治体の事例がマスコミを賑わせ問題になった話題であり、その時点での検証が不十分であった。

3. 指定管理者共通事項

- (1) ネーミングライツ契約書における看板の取扱いの規定化(意見)
- (2) 指定管理者協定書に関するリスク管理の規定化(意見)
- (3) 指定管理者の選定方法(意見)
- (4) 指定管理者選定時の事業計画に関する履行状況のモニタリング(意見)
- (5) 指定管理施設の範囲の明確化(結果)
- (6) 施設の鍵の管理規定(意見)
- (7) 修繕費の負担区分の規定化(意見)
- (8) 平成19年度の事業計画書の適時提出(結果)
- (9) 事業進ちょく状況報告書の適時提出(結果)
- (10) 個人情報の取扱い(意見)

4. 宮城県スポーツ振興財団共通事項

- (1) 指定管理施設のグルーピング手続(結果)
- (2) スポーツ振興財団の本部機能の家賃徴収(結果)
- (3) 利用人数等の不適切な集計および県への報告(結果)
- (4) 利用人数の目標値の設定(意見)
- (5) 新規自主事業に関する決算処理の一般収支会計への変更(結果)
- (6) 自動販売機設置収入に関する決算処理の指定管理会計への変更(結果)
- (7) 利用料金の徴収時期、利用申込期日および予約手続の検討(意見)
- (8) 給与計算ソフトの導入(意見)
- (9) 人件費の区分決算処理への変更(結果)
- (10) 事業進ちょく状況報告書の適時提出(結果)
- (11) 第三者モニタリング調査の実施内容の充実(結果)

5. 宮城県総合運動公園(宮城県サッカー運動場を含む)

- (1) グランディ21の存在意義(意見)
- (2) 渋滞緩和策(意見)
- (3) 宮城スタジアムの平日および冬季閉館の検討(意見)
- (4) テニスコートの利用率向上(意見)
- (5) 総合体育館メインアリーナの一般開放(結果)
- (6) サッカー場のパンフレットの記載不備(意見)
- (7) 施設内での広告収入の獲得(意見)
- (8) 自主事業に関する県の承認手続の不備(結果)
- (9) レストランの目的外使用料の算定根拠の透明性(結果)
- (10) 条例以外の利用料金減免の基準の明確化と公表(結果)

- (11)利用料金入金停止処理の解除(結果)
- (12)グランディ 21 とサッカー場の収支区分把握(結果)
- (13)休業日に関する県の承認手続(結果)
- (14)ワールドカップ記念展示ルームの必要性の検討(意見)
- (15)利用者からの投書の適時報告および投書箱の施錠管理(結果)
- (16)指定管理施設の範囲の明確化(結果)
- (17)財団法人スポーツ安全協会との事務受託契約手続および指定管理会計化(結果)
- (18)実地たな卸しの実施および県への報告(結果)
- (19)鉄塔のメンテナンスの必要性の検討(意見)

6. 宮城県宮城野原公園総合運動場

- (1) 自転車競技場の存在意義および管理方法(結果)
- (2) テニスコートの利用率向上(意見)
- (3) 相撲場の存在意義(意見)
- (4) 会議室の有効活用(意見)
- (5) 利用時間のパンフレット表示(意見)
- (6) 利用者の利用時間管理(意見)
- (7) 駐車場の入場管理(意見)
- (8) 臨時駐車場の管理委託における地方自治法の遵守(結果)
- (9) 自主事業に関する県の承認手続不備(結果)
- (10) 利用回数券の管理簿の作成(意見)
- (11) 実地たな卸しの実施および県への報告(結果)
- (12) 業務委託に関する契約書案の提出(結果)
- (13) 随意契約における相見積りの実施(意見)
- (14) 利用者からの投書の管理体制(結果)

7. 宮城県第二総合運動場

- (1) 近的弓道場の存在意義(意見)
- (2) 遠的弓道場の存在意義(意見)
- (3) ラグビー場の存在意義(意見)
- (4) クライミングウォールの存在意義(意見)
- (5) 合宿所の利用人数の不適切な集計および存在意義(結果)
- (6) 合宿所の料金水準の引上げ(意見)
- (7) アンケート調査の実施方法と結果の分析(意見)
- (8) 実地たな卸しの実施および県への報告(結果)
- (9) 武道館のボイラー更新によるコスト削減(意見)

(10)施設管理運営システムのパスワード設定(意見)

8. 宮城県仙南総合プール

- (1) 仙南総合プールの存在意義(意見)
- (2) 指定管理施設の範囲の明確化(意見)
- (3) 施設の鍵の厳重管理および規定化(意見)
- (4) 研修室および合宿室の活用策(意見)
- (5) 会議室の利用率向上(意見)
- (6) 顧客アンケートの県への報告不備(意見)
- (7) 自主事業に対する県の事前承認(結果)
- (8) 個人情報の厳重管理(意見)
- (9) 実地たな卸しの実施および県への報告(結果)

9. 宮城県長沼ボート場

- (1) 長沼ボート場の存在意義(意見)
- (2) 事業計画書における運営体制および組織の遵守(意見)
- (3) ホームページによる情報発信(意見)
- (4) 翌年度の収支計画の見直し(意見)
- (5) 県提出実績報告の正確性と利用料金の徴収(結果)
- (6) 温水シャワー利用料の徴収と設備修繕(意見)
- (7) 利用料金水準の引上げ(意見)
- (8) 個人利用料金に対する貸切利用料金水準の引上げ(意見)
- (9) 使用許可申請書の不備記載および入手の徹底(結果)
- (10)利用料金の徴収時期および未収金の管理方法(意見)
- (11)徴収簿の作成義務(結果)
- (12)領収書の管理(結果)
- (13)通帳および銀行印の管理(意見)
- (14)利用期間および時間の変更(意見)
- (15)請求対象となる利用時間の捉え方(結果)
- (16)利用人数の不適切な集計(結果)
- (17)指定管理者自主事業の不適切な報告(結果)
- (18)資産の所有権の管理(結果)
- (19)実地たな卸しの実施および県への報告(結果)
- (20)陳腐化資産の早期処分(意見)
- (21)消防法上の危険物の適切な管理(結果)
- (22)貸与ボートの適切な管理(結果)

- (23)施設の維持管理計画の県への提出(結果)
- (24)ライセンス取得費用の指定管理者負担(結果)
- (25)指定管理施設の範囲の明確化(意見)
- (26)施設の鍵の厳重管理(意見)
- (27)個人情報の施錠管理(意見)
- (28)利用者ご意見箱の設置(結果)

10. 宮城県ライフル射撃場

- (1) 宮城県ライフル射撃場の存在意義(意見)
- (2) 指定管理者制度における利用料金制への移行(意見)
- (3) 利用率の向上施策(意見)
- (4) 利用料金体系の見直し(意見)
- (5) 冷暖房施設の使用料の徴収および条例の改正(意見)
- (6) 利用者アンケート(満足度調査)の実施方法(意見)
- (7) 領収書の管理(結果)
- (8) 実地たな卸しの実施および県への報告(結果)
- (9) 貸与ライフルの適切な管理(結果)
- (10)委託管理業務の再委託に関する県の承諾(結果)
- (11)委託管理業務の仕様変更に関する県の承諾(結果)
- (12)委託管理業務に関する見積書の日付記入(意見)
- (13)委託管理業務に関する工事請負契約書の訂正手続の不備(結果)

11. 宮城県蔵王自然の家

- (1) 自然の家の存在意義(意見)
- (2) 利用率の向上施策(意見)
- (3) 利用実績報告書の誤記載(結果)
- (4) 利用料金水準の引上げ(意見)
- (5) 体育館等の利用率向上(意見)
- (6) 使用料減免申請書の未入手(結果)
- (7) 不明現金の早期処理および委託先との親睦自粛(結果)
- (8) 資産の管理不備(結果)
- (9) 支出事務の合理化(意見)
- (10) 二重払いの防止策(結果)
- (11) 養護教諭、栄養士の廃止(意見)
- (12) 温泉ポンプの改修における予算の流用手続および温泉利用許可済証の取外し(結果)
- (13) 委託管理業務の再委託に関する県の承諾(結果)

- (14) 最低制限価格の設定(結果)
- (15) 個人情報の施錠管理(意見)

12. 宮城県美術館

- (1) 宮城県美術館協力会の会員増加策(意見)
- (2) 映像室の利用率向上(意見)
- (3) アートホールの利用率向上(意見)
- (4) 講堂の一般貸出しの検討(意見)
- (5) オープンアトリエの有料化の検討(意見)
- (6) 特別展無料招待券の配布方法の見直し(結果)
- (7) 美術品の実地たな卸しの実施(結果)
- (8) 貸出作品の管理不備(結果)
- (9) 貴重図書、寄託品、一時預り品の管理不備(結果)
- (10) 美術品への保険加入の必要性(結果)
- (11) 図録の管理不備(意見)
- (12) 観覧券の在庫管理(意見)
- (13) 委託管理業務に関する予定価格の積算方法の見直し(意見)
- (14) 委託管理業務に関する契約方法の見直し(意見)
- (15) 大金庫の施錠管理(結果)
- (16) 財務会計システムへのアクセス管理(結果)

13. 宮城県図書館

- (1) 関連施設の利用率向上(意見)
- (2) レストランの使用料免除手続の不備(結果)
- (3) 図書の保全管理の徹底(意見)
- (4) コピー申請書の保管方法の見直し(意見)
- (5) 資産の管理不備(結果)
- (6) 油絵の有効利用(意見)
- (7) エレベーター緊急停止の再発防止策(意見)

14. 東北歴史博物館

- (1) 東北歴史博物館の存在意義(意見)
- (2) 地元市町村との連携強化(意見)
- (3) 広報活動の強化(意見)
- (4) 魅力ある特別展の積極開催(意見)
- (5) 常設展の料金体系の見直し(意見)

- (6) 特別展の収入予算編成方法の見直し(意見)
- (7) 特別展無料招待券の配布方法の見直し(結果)
- (8) 特別展入館割引券の決裁手続不備(結果)
- (9) 特別展のパンフレットに付された割引券の決裁手続不備(結果)
- (10) 講堂の利用率向上(意見)
- (11) ボランティアの有効活用(意見)
- (12) 満足度調査における質問事項の見直し(意見)
- (13) レストランの使用料の算定方法の統一化(意見)
- (14) 収蔵品の購入制度の確立(意見)
- (15) 収蔵品の実地たな卸しに関する規程の整備(意見)
- (16) 身体障害者用駐車スペースの設置場所の見直し(意見)
- (17) 設備保守管理業務における不自然な入札結果(意見)
- (18) 電子カード・キーの管理の徹底(結果)

15. 宮城県農業実践大学校

- (1) 農業実践大学校の存在意義(意見)
- (2) 当校運営に係る効果測定(意見)
- (3) 受験料、入学金、授業料等の値上げ(意見)
- (4) 短期研修の受講料の有料化(意見)
- (5) 聴講生の受講料の有料化(意見)
- (6) 授業料の免除手続不備(意見)
- (7) 後援会業務の代行に関する契約締結および預金口座の名義変更(意見)
- (8) 学生寮の早期統合(意見)
- (9) 資産の管理不備(結果)
- (10) 劇毒物の管理状況および早期廃棄処分(結果)
- (11) 各現場で保管する農薬の管理の徹底(結果)
- (12) 特殊勤務手当の廃止(結果)

16. 宮城県立仙台高等技術専門校

- (1) 高等技術専門校の存在意義(意見)
- (2) 学校単位の収支把握(意見)
- (3) 普通課程の授業料等の見直し(意見)
- (4) 受講資格の検証手続の強化(意見)
- (5) 推薦受験人数の見直し(意見)
- (6) 合否判定基準の見直し(意見)
- (7) 卒業生の就職状況とその把握方法の検討(意見)

- (8) 宮城県職業能力開発協会等への施設無償貸与および講師無償派遣(意見)
- (9) 校庭の売却の検討(意見)
- (10)資産の管理不備(結果)
- (11)空調設備自動制御装置保守点検業務における不自然な契約結果(意見)
- (12)特殊勤務手当の廃止(結果)

17. 宮城県高等看護学校

- (1) 高等看護学校の存在意義(意見)
- (2) 校庭の利活用(意見)
- (3) 特殊勤務手当の廃止(結果)

以上

別紙

宮城県総合運動公園(宮城県サッカー場を含む)の存在意義

(宮城スタジアム)

利用人数は 78,363 人、有料観客数は 0 人、無料観客数は 25,490 人である。

貸切利用の内容は、公式競技大会は少なく、宮城県宮城野原公園総合運動場の陸上競技場や、その他の施設でも十分対応できる内容がほとんどである。

貸切利用の年間総観客数は 25,490 人のみであり、収容人数 49,000 人にも満たない。つまり、1 年間の観客が一度に収容できてしまう程度の低水準であり、必要以上に巨大なスタンドということである。

個人利用についても、宮城スタジアムの必要性は見当たらない。

(補助競技場および投てき場)

利用人数は、それぞれ 8,932 人および 1,280 人と宮城スタジアムに比べてさらに低迷している。

(総合体育館)

主な施設としてメインアリーナとサブアリーナがある。

利用人数 153,373 人、有料観客数 257,678 人、無料観客数 91,359 人である。

有料観客が多いのが特徴であり、これは主にメインアリーナでの音楽コンサートの開催によるものである。この他にもスポーツ以外の各種イベントでの利用も見受けられる。スポーツの普及振興という本来の設置目的には合致しない利用である。

スポーツ関連に限定した利用人数は把握されていないため不明であるが、年間利用可能日数の半分程度と思われる。この中には他の体育館でも十分対応できるものが多数含まれている。

(総合プール)

主な施設としてメインプール、飛込プール、サブプールがある。

利用人数は 72,478 人、無料観客数は 13,900 人である。

メインプールの全面貸切利用は夏季に集中し年間延べ 20 日程度である。この他は 1 コース貸切と一般開放による個人利用である。コース貸切や個人利用については当プールでなければならない意義は見出し難い。

飛込プールはほとんど貸切利用であり、利用人数は 11,412 人、年間の利用率は 50%程度と思われる。

サブプールは一般開放しておらず、メインプールの大会利用時に貸切利用が若干ある以外、ほとんどは指定管理者が主催する水泳教室等の自主事業で使用されている。この自主事業の利用人数は 12,874 人（上記 72,478 人の外数）である。

（テニスコート）

利用人数 14,206 人となっている。

利用率は 18%と推定される。休日の利用は比較的高いが、平日の利用はまばらな状況である。

（合宿所）

利用人数 25,011 人となっているが、この利用人数は 1 人 1 泊 2 日の場合に 2 人とカウントしたためであり、実際の利用人数は半分程度である。

部屋単位の稼働率は 32.5%であり、利用水準は低迷している。

（全体的結論）

各施設とも、必ずしも十分満足できる利用水準とは言えない状況である。

今後の利用状況の大幅な改善が見込まれない場合には、施設の廃止を含め、県は抜本的な見直しを検討する必要がある。

根本的な議論として、このような立地条件の場所に巨額の県費を投じてスポーツ施設を建設したことは、その後の利活用のことを考えると疑問を抱かざるを得ない。